

# 大正期公民教育における青年と修養

—天野藤男の公民教育論を中心に—

田 邊 尚 樹

## 0. はじめに

本稿は、青年団指導者および内務省囑託であった天野藤男(1887-1921)の公民教育論を中心に、大正期公民教育における青年と修養を明らかにするものである。

二〇世紀初頭、公民教育は、実業補習学校において「地域的要求(実状)を反映して、いわば自主的な形で発生した」が、資本主義経済の成熟によって崩壊に向かう「家」的共同体秩序を取り戻すために発せられた「戊辰詔書(一九〇八年)を頂点とし、国定修身教科書の「家族国家観」的集成(一九〇八—一九一一年)をもたらし、教育による「家」の原理のインドクトリネーションが期待されるものとなっていったのである。地域住民が自発的に取り組んだ地域的公民教育から天皇制イデオロギーの注入を目的とした国体的公民教育へと変質したことは、「地方自治の当局者すなわち地方名望家を中心とする人々によって「日本の自治民」あるいは「善良なる地方町村民」の教育=公民的態度の陶冶の必要が痛感される」ようになったという。このような公民教育の目的を実業補習学校などの学校教育が担うという構造が国家によって形成されたのである<sup>1)</sup>。

しかし大正期に入ると、家族国家観より登場する天皇制イデオロギーを中核とした公民教育とは異なる公民教育が登場する。内務大臣一木喜徳郎(1867-1944/内務大臣 1915-1916)は、「独立自営の精神」と「共同して運営せしめていく精神」が相互に補完し合うことで「国民の意気」を高める自治精神論を提唱している<sup>2)</sup>。「独立自営の精神」とは経済的に自立した生活を実現することを目指す精神を意味し、個人による「独立自営」の生活が地方自治の土台となり、「共同して運営せしめていく精神」へと結実していくと、一木は考えていたのである。さらに一木は、これらの精神に基づいて「団体の自治を確立するには、青年に対する「教育の力」が必要である」と述べ、

ここでいう「教育の力」こそ公民教育である<sup>3)</sup>。

「独立自営」の生活を土台とする自治精神を養う場として、一木は、「郷党・部落(自然村)における若者組や若衆などと呼ばれる自然に生成した団体」<sup>4)</sup>である青年団を想定していたのである。一木が構想した青年団の公民教育は、「国家観念を内包した団体内存在としての自己意識」としての「自覚」を持つこと<sup>5)</sup>、そして「身近な生活慣習から共同性と自律性を基礎づけ」ること<sup>6)</sup>を目的としたのである。前者は家族国家観から登場するものであり、後者は生活規範に基づく自治の実現に向けたものである。一木がとりわけ重点を置いたのが後者の生活規範に基づく自治であり、生活規範の例として一木が提示したのが二宮尊徳の「推譲」という概念である。「推譲」とは目上の者や隣人を尊重する儒教的生活規範を意味する。一木の自治構想がこのような儒教的概念を中核とすることから、彼の自治構想は道義的共同体論と評価されているのである<sup>7)</sup>。

以上のように、二〇世紀初頭における公民教育は、家族国家観に基づく天皇制イデオロギー、そして「推譲」のような旧来の儒教的概念を根底としたものであると語られてきたのである。しかしながら、二〇世紀初頭における日露戦争後の地方改良運動や大正期における普通選挙運動などの運動のように、国民自身による自治および国政参加のあり方を問い直す動きが起こり始めていたことを度外視してはならない。そして、これらの運動の一端を担ったのが全国各地の青年団である。前述のように、一木の自治構想における公民教育が青年団において実施されることを想定していたように、大正期における青年団は公民教育に重点を置くようになっていたのである。では、大正期青年団における公民教育とはどのようなものであったのであろうか。

以上の課題に取り組むため、本稿は、内務省地方局囑託および青年団指導者として全国の青年団の視察を行った、天野の公民教育論を分析する。青年団

については、一木が公民教育を実施する場として想定していたものであったことをすでに述べた。しかし、天野の公民教育論は、新たな社会をつくりあげていく青年がどのように生きていくかという視角から論じたものである。したがって、天野は、近代日本における青年の自己形成概念と言われる修養<sup>8)</sup>、そして大正デモクラシーの潮流の中で登場した民本主義に基づく新たな社会における青年のあり方に着目することとなったのである。天野の公民教育論の特徴はこれら二点への着目にあるといえるであろう。そして、この特徴から、これまでの先行研究において述べられてきたような精神的紐帯による自治ないし共同体形成とは異なるものを、天野の公民教育論は提示することになるであろう。

最後に、本稿の構成を示しておく。第一章では、1910年以前、地方改良運動が全国的な展開を見せる中で、天野が農村社会改良を目的として取り組んだ農村娯楽研究を分析する。天野の農村娯楽研究は、農村社会の中で鍛え上げられてきた娯楽が社会的紐帯の中核を担うものであることを明らかにしたものである。娯楽による社会的紐帯は、天野に即せば道徳による紐帯であり、後に天野によってその限界を突かれることとなるのである。第二章では、天野が道徳に基づく社会的紐帯の限界をどのように自覚したか。そして、どのように公民教育論を展開するに至ったかを明らかにする。その際、二つの転換期に着目したい。一つは天野が上京した時であり、もう一つは第一次世界大戦後に起こった米騒動である。内務省囑託として静岡から上京した後の東京生活が、天野に大きな影響を与えたことは想像に難くない。東京での生活を通して、天野は道徳に基づく社会的紐帯の限界を感じ、青年の「独立」と政治的知識の獲得における重要性を認めるようになったのである。経済的自立を意味する「独立」は明治期以来の慢性的な不況を原因として、そして政治的知識の獲得は第一次世界大戦後の米騒動を原因として、天野によって青年に要求されるようになったのである。

以上のように、本稿は、1910年前後における道徳的関係を重視した故郷での生活、1913年から約二年間における上京直後の東京生活、そして1915年以降における大正デモクラシーや米騒動といった政治的風潮および運動の盛隆という三つの時期に着目しながら、大正期青年団における公民教育論の分析を行うものである。

## 1. 天野藤男について—農村社会改良のための農村娯楽研究

本章では、天野の経歴を確認しながら、天野がどのような問題意識を持っていたかを明らかにする。

1887年（明治20年）、静岡県庵原郡庵原村（現、静岡市）の村長天野久太郎の次男として天野は生まれた。1889年（明治22年）の町村制によって誕生した庵原村では、村長天野が青年男女の教育的集団である青年会および処女会の設立および運営に尽力していたのである<sup>9)</sup>。庵原村で青年期教育が盛んとなった原因として、隣村の杉山村で有力者片平信明が中心となって実施されていた夜学会の影響があった。杉山村は教育によって生活を改善させようとしたのである<sup>10)</sup>。杉山村にない、庵原村もまた教育による村の改善を企図し、青年らに「柑橘講習会にも多数出席させて知識の向上に努めて規定の科目を修了させ」るなど、実際に農業で生かせる知識を習得させる農村教育を実践した。その結果、「農業奨励に努め各地の品評会に農産物を出品して夫々入賞」し、とりわけ柑橘類は高く評価され他の町村の模範となったのである<sup>11)</sup>。このように、青年会処女会などの社会教育が盛んに行われるようになった庵原村で天野は誕生したのである。

天野の幼少期には、1890年（明治23年）に府県制の制定など、地方自治へ向けた法整備が進み全国的に地方自治の機運が高まっていた。この中で、庵原村などの近隣地域では1897年（明治30年）以降小作争議が多発していた。小作争議対策として、庵原村では、「争議の激化を防ぎ、農村問題を地主指導による生産力向上によって解決しようとして「地主会」の設立をいそい<sup>12)</sup>」でいた。1912年（明治45年/大正元年）に開かれた静岡県の県地主会において、「小作問題の解決を小作農民の「保護・奨励」という形で処理しよう」という案が提出されたことから<sup>13)</sup>、小作争議を地域社会の範疇で収拾させようとしたのである。

天野は、地方自治の機運の全国的な高まりや、庵原村における小作人の生活難問題および争議などの地域社会問題を目にしながらか成長したのである。

1894年（明治27年）、天野は尋常小学校入学し、そして1898年（明治31年）に尋常小学校を卒業後に江尻小学校高等科へと入学する。さらに、1902年（明治35年）に静岡中学校入学を機に故郷の庵原村

を離れるが、1907年（明治40年）に卒業し帰郷した。その後、庵原小学校代用教員をしながら、父久太郎が創設した庵原村青年会処女会の活動に関わっていた。青年会処女会活動の中で、天野は地元青年会の講演会に招いた内務省嘱託国府種徳との出会いを機に内務省地方局嘱託に斡旋され、1912年（明治45年／大正元年）に東京へ上京した。天野に求められたのは、内務省嘱託として全国各地の青年団や処女会に赴き、地方改良運動を中間指導者として指導することであった。その後、天野は生涯を通じて指導者として青年団に関わったのである<sup>14)</sup>。

天野の青年時代である二〇世紀初頭は全国的な生活難が社会問題であった。その主因として、日露戦争と第一次大戦の戦後不況と米など農産物の慢性的な不作があるとされている<sup>15)</sup>。

生活難を抱える農村社会の改良に向け、天野が取り組んだのが農村娯楽研究である。先行研究では、天野の農村娯楽研究を農村改良論の一つとして捉えている。天野が農村娯楽に着目した理由として次の二点があげられている。一つは、農村改良の主体となる青年たちと農村娯楽が密接に結びついていたこと。もう一つは、農村を、大衆娯楽が勃興する都市と対比させるねらいがあったという<sup>16)</sup>。しかしながら、先行研究の中で、天野の娯楽における定義および歴史的意義が検討されていない。したがって、本節では天野の農村娯楽研究を内在的に考察しながら、天野がいう娯楽を捉えていく。

天野の農村娯楽研究は、生活難が招いた農村から都市への人口移動による「農村の疲弊」、そして「農村に娯楽機関を欠く」<sup>17)</sup> という二つを問題視し、農村娯楽の見直しによる克服を目的とした。だが、農村娯楽研究は、「一見頗る小問題たるの観あるのみならず、聊か姑息迂遠事たるかの姿さへあり。然り、尠くも之を以て農村開発の要道とは為さじ。赤裸々に言へば、直接に都市集注の防止策とはならじ。農村青年の安住策とはならじ」<sup>18)</sup>、と農村社会改良を即座に実現するものでないことを天野は自覚していた。にもかかわらず農村娯楽研究を行ったのはなぜか。まず、天野の娯楽解釈を確認する。

天野は、「単にたのしみといつて了へば、それ迄」とする娯楽だけでなく、「鎮守の行事、薬師の祭典、縁日開帳、端午、七夕、節分、小にしては近親の慶事より、我家の生活に至るまで、考へれば、是れ一の娯楽であ」という<sup>19)</sup>。また、「多趣味多変化の

仕事であつて、自然の推移に伴うふて、絶えず生活状態を換へゆく」農業のように、「親子相携へ露深き径を星を仰いで山に踏み入れるのも一の娯楽と言へる」<sup>20)</sup>ともいう。つまり、娯楽とは余暇を楽しむ行事に限らず、農業のような日常生活の協働を内包するものであるといえる。このような協働は天野がいう「個人的娯楽」にも表れている。「個人的娯楽」は、「家族的娯楽」「隣保的娯楽」「部落的娯楽」と天野が自身の娯楽論を四つに分類したうちの一つである。「個人的娯楽」は、字面通りにみれば「凡そ個人を中心としての娯楽」ということになるだろう。だが、「断つて置くが、個人といふも、全然孤独で慰むといふ訳ではない。二人三人の時もあろう。個人的中心といふ意味である」、と天野の娯楽は集団単位で協働を意味するものの個人の埋没や度外視を許していないことがわかる<sup>21)</sup>。

以上のように、天野の娯楽とは、農村社会における協働と集団における個人に焦点を当てたものであったのである。

天野は、これら協働と個人を含意する娯楽から農村道徳へと議論を展開する。

土着といふ事が、如何に農村の特色であるかは、略々了解されたこと、思ふ。義理も、人情も、礼節も、乃至將に本書（『農村と娯楽』一引用者）に於て述べんとする娯楽も、皆根本は此処より発しているといふも差し支えない<sup>22)</sup>。

天野は、農村社会における「義理」、「人情」、「礼節」の退廃を「此等諸道徳の退廃」と述べており、道徳による他者との関係（以下、道徳的關係）の構築と娯楽は土着を原因として生じると捉えていた。この理解から、地域社会が政治制度のみによって形成されるのではなく、地域住民間の道徳的關係という精神的紐帯によってもまた形成されると天野が考えていたといえよう。「『如何にして生きん乎』」<sup>23)</sup>という問いから始まった農村娯楽研究は、社会改良に向けた新たな社会的紐帯ないし農民同士の相互連関の在り方を模索するものだったといえるのである。

本章では、天野の経歴と問題意識をおさえながら、生活難を抱える農村社会改良を目指した農村娯楽研究における娯楽を捉えた。天野の娯楽は、これまで祭事を意味するものと捉えられていた旧来の娯楽概念に加えて、道徳的關係のように人々の精神的

および社会的紐帯を実現する概念装置でもあると捉えたのである。そして、天野が「隣保相扶の美風は、自治の精神が湧き出ると所の根源である」<sup>24)</sup>と述べるように、道徳的關係によって農村社会を形成する天野の娯楽は自治と結びつくものであったのである。次章では、娯楽概念のような道徳的關係に基づく社会形成という考え方を、どのように天野が自治論および公民教育論へと発展させていったのかを考察する。

## 2. 天野藤男の自治論と公民教育論

### 2.1. 自治論—青年の「自覚」と「独立」の生活

本章では、天野が娯楽論から展開した自治論を第一節にて、自治論の後に展開した公民教育論を第二節にてそれぞれ分析する。娯楽が農村社会改良として新たな社会的紐帯としての道徳的關係の中核的役割を果し得ること、さらに娯楽が自治へと結実していくことの二つを天野は考えていたのである。本節では、娯楽と自治がどのように連関すると天野が考えていたかについて、彼が上京直後に出版した『故郷』(1914)に述べられている自治論をもとに明らかにする。

天野は、故郷庵原村に在る期間に書き上げた『農村と娯楽』を出版した後<sup>25)</sup>、内務省囑託として上京した後、『農村と娯楽』に続く『故郷』(1914)を出版した。この『故郷』は、前作『農村と娯楽』で重視した「隣保相扶」を中核とした道徳的關係に否定的見解を展開するものとなっている。

他人を頼むな 依頼心を抱くな。自分で自分を識つた男ほど尊い男はない。カンと叩けば、ピンと響くやうな男となれ。自助、自立、而して徹底せよ。家庭制度と隣保相扶は美風だが、いくらか日本人の依頼心を深らしめた。独立心を弱めた。各自に人を救はうとすれば、救はれる人はなくなる訳であるが、…どういふものか<sup>26)</sup>。

都会生活を通して、天野はこれまで農村改良に不可欠としてきた協働に対して、問題点を見いだすに至った。つまり、農村改良のための農村娯楽論もつ協働は、「依頼心」として解されるようになって

いた。天野は、青年たちに「競走中に馬より下りて手を折るな、後れて了ふぞ。後れて了ふぞ。路に美しい草花が咲いてたら微笑一番して、更に力を込めて鞭を振れ」<sup>27)</sup>という。都会生活を経験する中で、道徳的關係はすでに当時の社会に不適合のものとなったと天野が考えるようになり、「自分の身を犠牲に供して迄も、他人の利益を図る」ような「篤志家といふものは段々減つてゆく」という現実を受け入れざるを得ないことに葛藤していた<sup>28)</sup>。

農村社会で培われてきた協働を近代社会が衰退させ、生活難問題と相まって個人主義が勃興する社会状況に対し、天野は、「憚らずいふ。生活問題の研究は、人間処世の根本である。或意味より推せば、是が解決は、人間窮極の目的である。決して賤しい問題でもなければ、紳士に不適当な問題でもない。貴賤貧富を問はず、老幼婦女を論ぜず、皆真面目に攻究すべき当面の懸題である」<sup>29)</sup>と述べた。つまり、天野が重視してきた道徳的關係の限界を認識することで、天野は新たな社会および生活状況に即した処世を模索するという新たな課題を抱いたのである。このような生活難問題に対する新たな認識は、農村社会における生活に関する認識の再考を天野に求めた。天野は以下のように問題を整理する。

隣保互に扶助し合ふことも特有の良俗である。現に自分は著書(著作『農村と娯楽』のこと—引用者)其他に於て此の美風を推称し、都会は烏合の衆団である故に、絶へて此の美俗なしとさへ警告を与えている。

然しながら世が文明に趣いて、各人の生活が多端となり、貧富貴賤共に生活の動揺を感知しつつある今日に於ては、人を救ふより先づ自ら救ひ、人を恵むより人から恵まれぬ算段を施すのが、先決の問題である。我が為に図るのは畢竟するに人の為である。隣保のためである。郷村の為である。進んでは国家の為である。充実した個々の集合して出来る健全の隣保に依つて組織せられた、活力に充てる自治体が多くなれば、自然と国家は発展するのである。而かも、個人の充実を促進せんに、先づ生活の問題より解決するのが当然の順序である<sup>30)</sup>。

繰り返しになるが、『農村と娯楽』において美風とされた道徳的關係は、都会への人口移動など「各

人の生活が多端となり、貧富貴賤共に生活の動揺によって衰退した。そこで天野は、地域社会を形成維持するために、これまで不可欠としてきた道徳的関係よりも「人を救ふより先づ自ら救う」ことが先決であるとし、各個人（家庭）による自立した生活を形成維持することへと重点を移している。天野によれば、個々の生活の安定が地域社会の発展、さらには国家の発展へとつながるといふ<sup>31)</sup> これは、『農村と娯楽』で「農村は国家道徳の淵源地である」<sup>32)</sup> という国家道徳観に個人という要素を加えたものである。天野は、個人という要素を加えた国家道徳観を通して、青年に自覚をすることと自力で生計を立てることの二つを要求する。以下、天野がいう青年の自覚と生活に関する考察を進めていく。

天野は、青年の自覚を「自分が、往く可き道を知るのを自覚」<sup>33)</sup> と定義し、「人を頼るな、人を当てるな。自分の事は自分でせよ、自分の往く道は、自分で拓け」<sup>34)</sup> と呼びかけている。青年の「自覚」は、先述した道徳的関係が「依頼心を深らしめ」たという問題に対して求めた自助自立と同じ文脈で述べられており、自助自立と類義であると考えられる。では、青年個人の自助自立のための「自覚」は、どのように形成されていくのか。この点について、天野は以下のように論じる。

儂は、三百万の青年処女に代つて親爺さんにいふ。『打ち明けてよい事なら隠さずに置いて下さるやう』に。封建時代には、庶政皆『由らしむべし知らしむべからず』一点張りであつた。其が『由らしむべし、知らしむべし』の立憲政体となつた。豈只政治のみならんや、先づ知らせることが肝心だ。知らせることは自覚といふこと、由らしむるといふことは、徹底といふ意味だ<sup>35)</sup>。

近代社会を確立する大正期において、天野は「『由らしむべし、知らしむべし』」が適しているとした。ここで注意しなければならないのは、ここでいう「知る」の解釈である。天野がいう「知る」とは学校教育における知育を意味するものではない。むしろ、天野は学校教育について二つの批判を述べている。一つは、「ザッと膝を並べて畏まつて修身書を繕っている一群があるが真に自覚しているんじゃない」<sup>36)</sup>、と教科書を用いた一斉授業を行う学校

教育が青年の自覚において不相当だという批判である。もう一つは、「小学校の教科書を見ると、鼻垂らし学級より「人の為に尽くせ」「人をめぐめ」「腹が空つても我慢せよ、空気はよき食料なり」杯」と教えるのは「消極なこと」だという批判である<sup>37)</sup>。天野がいう「消極なこと」とは「腹が空つても我慢せよ」という忍耐などの個人における精神論を仕込む学校教育を指し、むしろ「身体が肝心、学問が要用（、一引用者）食つたあまりは人に施すように、他者への「真の親切」を教えることを勧めている<sup>38)</sup>。

天野による二つの批判は、国家が求める人間像へとなることを目的とした教科書中心主義をとる学校教育の教育方法に対する批判と解釈できるだろう。だが、天野の批判は学校教育の不完全さを突くものではなく、学校教育と青年期教育<sup>39)</sup> が連続するものとする模索を求めるものであった。

社会といふものは、理論と実際との火花を散らして争闘している所だ。学校教育ばかり受け杓子定規に訓練された青年は、一寸意外の感に撲たれ、先生が嘘を教へたのかしらと小さな疑問を抱くに至る。此時が一寸危険の時だ。やがて悟つて了へばよいが、悟るまではいろいろに迷ふ。況んや青年期は、精神と肉体とに革命を来たす時だから。この時指導宜しきを得ぬと、肝腎の学校教育は何もなくなる。従来は、この時代の青年に、只忠孝勤儉をのみ説いたものだが、今は其では不可ん。感情を以て帥いなければならぬ。知らしめて由らしめなくてはならぬ<sup>40)</sup>。

天野の学校教育批判はここに明白に述べられている。「忠孝勤儉」を説く教科書のみで行う学校教育は、「杓子定規に訓練された青年」を再生産するものであると言わざるを得ない。青年が知るべきは「理論」だけでなく「実際」であるという。天野が重要視しているのは、青年男女が学校で得た知識が社会では通用しないと彼ら彼女ら自身が知る時、つまり「精神と肉体とに革命を来たす時」すなわち「危険の時」である。この「危険の時」とは、小学校を卒業した後就職や自立をする時を指している。

天野はとりわけ自立した生活を実現することが、青年にとって重要であると考えていた。その重要性

について、天野はアメリカ人ハリソンの自治論を援用しながら、以下のように述べている。

之に住んで風気健康共に佳良に、子弟教育の途悉く具り、民は勤儉力行、自ら其業に励んで自営の志あり、富んで敢て傲らず、貧しくして益々勞し、団体を通じて民に協同一致の精神あつて苟くも輕薄の風潮に染まず、茲に生を営む者は、貴賤を論ぜず均しく歡喜の情に富み、人々其自力に依つて衣食して、余力あらば即ち世の公益を進むるを以て無上の名誉と信ず。此の如きは、自治の模範と謂はざるべからず。一国の自治は望んで猝かに此の域に達すべからず、而かも恒に追ふて之に詣らんことを期すべし<sup>41)</sup>。

天野が「自治の模範」とするものとは、即ち各個人の「自営の志」で成立する「協同一致の精神」に裏打ちされた共同体であり、個々の自立した生活を必要条件としていることがわかる。天野は「自力に依つて衣食」することを「独立」という言葉で表現する。「独立」とは、「少くも他人の恵助を借らずして妻子眷族を扶養してゆける丈の収入を指す」と定義づけている。「仮令一ヶ月二十円であつても、三十円であつても<sup>42)</sup>、一家を経営してみるがよろしい」と、経済難であっても「独立」した生活を試みることを奨めている<sup>43)</sup>。

以上のように、天野の自治論は主として経済的自立を青年に求めたものであったのである。なぜなら、青年の「独立」が自治にとって不可欠なものであると考えたからである。「独立」を前提とする自治は、一見すると、前章でみた娯樂のように隣保相扶を基調とする社会とは異なるものであろう。しかし、天野の娯樂論および自治論は断絶したのではなく、あくまでも社会的紐帯のあり方を問い直し続けた姿勢のあらわれであり、したがってこれら二つの論はどちらも社会的紐帯を論じたものである。とはいえ、デモクラシーの風潮を強める大正期社会は、「独立」した生活の実現のみを青年に求めたわけではなく、青年一人ひとりが公民となることを求めたのである。このような背景から公民教育を担ったのが大正期の青年団である。では、天野はこのような社会的要求に対して、青年団における公民教育論をどのように展開したのであろうか。次節では、「独立」に代わって天野が着目する青年の「自覚」

の変容を中心に、天野の公民教育論を考察する。

## 2.2. 公民教育論—青年の「自覚」の変容に焦点を当てて

本節では、「独立」という経済的自立の他に自治において公民教育が不可欠とされる中で、天野が1915年以降に展開した青年団における公民教育論を分析する。そこで本節では、青年の修養の問い直し、青年への「犠牲的精神」の要求、そして教養に基づく「自覚」という三段階に着目しながら、これら三点の変遷を明らかにする。まず、天野が公民教育論を展開する際に下敷きとした青年団に関する内務文部両大臣訓令から、天野が青年の修養の問い直しに至る過程を明らかにする。

1915年、内務大臣一木喜徳郎と文部大臣高田早苗は「青年団体の指導発達に関する件」（以下、第一次訓令）と題した訓令を発令し、「青年団体は青年修養の機関たり」と定義づけ、「其の本旨とする所は青年をして健全なる国民善良なる公民たるの素養を得しむるに在り」としたのである<sup>44)</sup>。

この第一次訓令に対して、天野の青年団論書として初の著作『地方青年団の現在及将来』（1915年）において青年団における公民教育論を初めて展開する。だが、天野が最初に述べているのは、青年と修養についてである。

青年は、正に修養の過程に在るを以て智能の啓発を以て当面の理想としなければならぬ。今仮に十五歳にして青年団員となり二十歳にして退会するものとすれば、会に在る機関が僅かに五年間に過ぎぬ訳である。嗚呼此の五ヶ年間に、果たして能く日常必須の智能を啓発し得べきか。五ヶ年永いが真に学業の補習を為すのは、わずかの期間である。然り未だ未成品の儘之を公民年齢に達せしめて社会農村に送り出してしまふ。而して一家を経営しつゝあるの間に不知不識の中に常識を涵養して、一通り涉世し得るやうな人間になる。露骨に言ふと農民は皆未成品である。否人間は皆未成品である。もう是れ修養を要せぬといふ時代は死後でなくては来ない<sup>45)</sup>。

高等小学校を卒業する約15歳で入団し、徴兵される20歳に退団することから、青年団員が青年団に

在籍するのは約五年間であった。退団後、天野は、青年たちが25歳で選挙権を有することで公民となり<sup>46)</sup>、そして社会へと送り出されると考えていたのである。そして、公民となる(である)青年は「日常必須の智能を啓発」することが不可欠であると天野は考え、「智能の啓発」を修養として位置づけたと考えられる。では、「智能の啓発」を行う修養において、青年が獲得する知識、つまり「日常必須の智能」とは何を指すのであろうか。この問いを考えるためには、1918年に発令された内務文部両大臣「青年団体の健全発達に資すべき要項」(以下、第二次訓令)を待たなければならない。

この第二次訓令とは、後年、全国の青年団を取り仕切る大日本連合青年団の熊谷辰治郎によれば次のような意図があったのである。

大正四年の第一回訓令に続いて、大正七年五月に、内務大臣水野錬太郎、文部大臣岡田良平の名によって、第二回の訓令が発せられた。この大正七年は欧州大戦休戦条約の成立した年であるが、その頃、欧州大戦の影響により、我が国の財界は、とみに活気を呈し、それに伴って物価が騰貴し、殊に米価高騰して各地に米騒動が起り、浮薄な風潮が漸く盛にならうとしつつあつた。そこで政府は、純真な青年が、かかる悪風潮に災ひされることを恐れ、また大正四年の訓令によつて、俄に青年団の数が増し、形の上では整備されて来たが、その内容はまだ空虚なものがあつたので、内容の整理、実質の改善を計らなければならないとして、この第二回の訓令を発したのであつた。それ故この訓令に於ては、補習教育の普及と徹底、公共精神の涵養、公民的性格の陶冶、読書指導、身体鍛錬、指導者の善導・養成・相互連絡等の具体的項目までも掲げているのである<sup>47)</sup>。

第一次世界大戦によって生じた大戦景気が物価を高騰させ、さらに米騒動の要因となったことから、第一・二次訓令が青年に対する補習教育を「公民精神の涵養、公民的性格の陶冶」を目的として実施する必要があることを訓示したものであつたと、熊谷はいうのである。したがって、青年団の組織体系や制度などの外面を整備した第一次訓令に対し、第二次訓令は青年団における内面形成に関する議論を進

めることを一義的な目的としており、具体的にいえば、青年団における公民教育に関する議論の進展が求められたのである。

青年団の公民教育の要求の高まりは、第二次訓令発令と同じく1918年に生じた米騒動に端を発する。天野は米騒動について、「米価問題と青年団」と題した記事を投稿している。この記事によると、日露戦後以降の慢性的な生活難に加えて前年の米減収が重なったことが主な原因であり、東京府の米騒動では検挙者241人中20歳未満が141人と他の年齢層に比して最多であつたという司法省の調査結果をあげている。いわば東京府の米騒動は青年が中心であつたとことを受け、天野は「真に恐るべきは、米価に非ずして思想である。物質の貧民は救ふことを得べきも、精神上の貧民は危険である」と個人の思想および精神の危険性と重要性を強調したのである<sup>49)</sup>。

米騒動後、天野が目じたのは、東京帝国大学教授を務めた政治学者吉野作造が提唱した民本主義である<sup>50)</sup>。だが、天野の民本主義解釈は吉野と異なると考えられる。吉野によると、民本主義とは、「少数の賢者が独立の一階級をなし、陽に多数者の意向に随従しつつ、陰に多数者の精神的指導者として公事に尽す時、彼らは真の賢者としての役目を最も適当に尽くすことを得るものである」という。このことから民本主義とは「貴族主義」ともいえ、「平民政治であると共に、一面また英雄政治であるともいえる」<sup>51)</sup>と吉野はいう。端的に言えば、民本主義の側面として、少数の賢者によって多数の国民を精神的に指導することによる国家の発展があるといえよう。これに対し、天野は、「今や少数の権力者及貴族に依つて支配せらるゝ時代に非ずして、民衆の協力一致の合理を基調とすべく、世界の大勢の自ら此に帰向せる所以を周知せしめ、其の手段として、国民の理想を向上し、智能を啓発するの急務を、青年に諒解せしめよ」<sup>52)</sup>という。両者に共通するのは国家、中間指導者、国民(被指導者)という三つを重視するが、両者の差異は吉野が中間指導者に、天野が国民にそれぞれ重点を置いている点である。たしかに、天野もまた青年団指導者論を第一次訓令以後展開している。だが、天野が「指導者自ら青年とな」ることを指導者に望むように、指導者と被指導者たる青年が同じ視線に立つことを天野が求めていることを見逃してはならない<sup>53)</sup>。

では、民本主義を根底とした公民教育論を天野は

どのように展開したのか。天野が民本主義に初めて触れた記事「戦後の地方青年団」の「青年指導の趨勢」にて、「将来の青年団愛導者は、力めて青年の意図を尊重し、其の団体的自覚及良心を喚起し、青年の協力に待つ自治的活動を促進せねばならぬ」<sup>54)</sup>と、天野はいう。そして、「将来は全く青年団員の自治自裁に委するの準備を為し、其の一手段として、選挙の訓練を積みしめ、団体生活の練熟を要望すべき」とし、「是立憲国民養成の基礎を成すものである」と、天野はその意義を強調している<sup>55)</sup>。同記事から約四か月後、天野は記事「地方青年団体の欠陥」のなかで、「個人として優秀なる青年も、団体的訓練に於ては、共同一致の行動をなすを得ず、家の為に親の為に崇高なる犠牲的精神を發揮する青年も、未だ団体の為に貢献し、団体の為に犠牲となるの信念を欠如して居るものが少くない」<sup>56)</sup>ことを問題提起している。

「団体的自覚及良心」として団体に対する「犠牲的精神」を青年に求めたのは、天野だけではない。吉野もまた、「陛下の御為には水火もこれを厭わずというのは、日本国民の覚悟である」ため「国家は時に人民の利福を無視しても可なり」という。しかし、「これ却つて忠良なる国民の精神に一種不快の念を抱かしむる基となるものではあるまいか」と疑問を呈しているのである。そこで吉野は、「国民に多少の度を越えたる犠牲を要求する場合に、これに応ずべきや否やは、国民の道徳的判断に一任することにしたい」、と制度ではなく道徳による「人民の利福」の確保を期待したのである<sup>57)</sup>。

吉野が「国民の精神に一種不快の念を抱かしむる」とした「犠牲的精神」の問題は、天野の公民教育論では述べられていない。むしろ天野の公民教育論は、「団体生活に於てはなるべく私心を一擲し、虚心恬淡只管多数の意思を尊重し、万機公論に決するを要する。此に協同生活の苦心と妙味と存する」<sup>58)</sup>というように、個人の犠牲の上に成り立つ団体運営に団体の基礎があるとしたのである。したがって、「団体的自覚」や「立憲国民養成」とは端的にいえば、団体に対する犠牲的精神を個人の内面に形成培養することといえよう。とはいえ、これは集団への個人の埋没を意味するものではない。「多数の意思を尊重し、万機公論に決する」というのは、個々人の考えをくみ取りながら集団の総意を形成するということといえよう。

青年団における自主自立的な自治運営に関する方法が訓示された「青年団体の内容整理並実質改善方」の発令以後、天野は団体や犠牲に関する議論を展開しないことから、同訓令発令の前月に掲載された記事「青年団体と社会問題」における次の記述が青年団における団体と犠牲に関する最後の主張となった。

修養団体として知情意の修養に専念し、健全なる公民的試練を積むの必要は因<sup>もと</sup>よりなるも、此の際一層其の団結を強固にし、団体的精神を健全ならしめ進んで地方の思想の中心となり、権威となり、之れあるが為に地方の思潮動揺せず、之あるが為に郷村の秩序保持せられ、之あるが為に農村の階級融和せらるる如く其の団体の権威を向上して、以て此の重大なる社会国家に処し、自ら護国の重きに任ぜんとするの高雄なる抱負あらんことを熱望す<sup>59)</sup>。

ここでは、「修養団体」たる青年団の公民教育と地域社会における団結強化の重視、そして農村社会の「秩序保持」や「階級融和」の基盤となる「団体的精神」の二つを述べている。後者について、天野の「農村の階級融和」とは、農村社会における地主対小作人関係における融和を意味する。後に『地主と小作人 農村社会問題』（1922年、以下、『地主対小作人』）を著したように、天野は小作人と地主との関係に大いに関心を向けていた。

『地主対小作人』は、「地主対小作の状態を究明して、其の特色を保持すると共に、両者を改造して、地方自治の確立を図るは、喫緊の要務にして、民力を涵養し、国力を増進するの所以亦此に存す」<sup>60)</sup>という見地から著したものである。『地主対小作人』は天野の最後の著作であり、本書においてはこれまでの「団体的精神」の論調に変化がみられる。すなわち、天野はこれまで提唱してきた「犠牲」の精神ではなく、「教育」に団体的精神の支えを見い出していくのである。

前近代における村落共同体は、「住民の素樸従順と、指導者の温情恩義と相俟つ妥協的円満を以て特色とな」し、「而も仔細に観すれば、是れ真に徹底せる協力団結に非ずして、盲動の従順、不自覚の素樸の多き」によっていたという。なるほど前近代農村社会の「温情恩義」は道徳的關係という言葉を用



いて先述した通りだが、天野は大正期社会においてはむしろ「教養に基かざる自覚、素樸、協同は、何等の生命を有せない」と新たな自覚を提起している<sup>61)</sup>。

教養に基づく自覚の要求は、第一次世界大戦以後の労働運動・女性運動・普通選挙運動などの社会運動の勃興に影響を受けたものであり、天野はこれら諸運動を「第二の維新改革」<sup>62)</sup>と称して重要視していた。「第二の維新改革」は都市のみならず農村を巻き込み、農村社会の改良改革を目指したものとして天野は捉えていた。農村社会の改良を目的とした「農村教育の革新」は、「農民の自覚及自発を以て根本とし、「農民より見れば、彼等が自衛のため」、そして「農民自身の為のみならず、国家自衛の為」のものとしたのである<sup>63)</sup>。

以上、天野の公民教育論は、個々人の「独立」した生活を根底として、第一次世界大戦や米騒動を始めとした社会運動を背景に青年の「公民」化が求められる中で展開し、権力社会ないし階級社会に抗するものとして民本主義を旗印としながら、新たな社会づくりを目指すものであった。そして、天野は青年を主体とした民本主義的社会の建設に向け、「自分が、往く可き道を知る」自覚、団体への「犠牲的精神」、そして教養に基づく自覚へと公民教育論の中心的要素を変えていったのである。

### 3. おわりに

天野の自治論および公民教育論から、地域社会が娯楽から「独立」した生活によって形成されると考えられるようになったこと、そして、天野は大正期青年に対して「自分が、往く可き道を知るのを自覚」を持つ自己形成を求めたように、青年団における青年の「自覚」に関する天野の考え方が変化していたことを本稿において明らかにした。

前者について、娯楽が地域社会における祭事を意味することに加えて、地域社会を形成する道徳的関係をも娯楽が意味し、その役割を担うものであることを天野は農村娯楽研究において論じたのである。この農村娯楽研究は、経済難を主因とする生活難問題が農村社会を苦しめていた現状を改良することを目的として始められてものであった。このなかで、天野が重要視したのが、「義理」、「人情」、「礼節」といった道徳的関係である。すなわち、経済難を抱

える生活状況の改善にとって、旧来の農村社会のあり方である道徳的かつ精神的な紐帯が不可欠であると、天野は訴えたのである。

しかし、もはや道徳的関係が大正期社会に不適合であることを、1913年に上京した直後の東京生活から天野は自覚し、新たな社会形成および青年の自己形成のあり方を問い直し続けたのである。すなわち、天野は道徳的関係を「依頼心」という言葉で表現するようになり、「自分が、往く可き道を知るのを自覚」と述べる通り、青年に対して自立自助を求めるようになったのである。つまり、娯楽を介した旧来の道徳的関係のような相互扶助による社会形成から、個々人の自立心に基づく「独立」した生活による社会形成へと、天野の社会的紐帯に関する考え方が変容したのである。このような青年の「自覚」の変容は、1918年の米騒動後に論じた「犠牲的精神」、そして最晩年に論じた「教養」というように、天野によってその性格が組み替えられる形で行われ続けたのである。

上京後の青年の自己形成に関する問い直しにおいては、一つの一貫した点があったと考えられる。それは知への着目である。天野の青年団論を初めてまとめた『地方青年団の現在及将来』において、修養を「智能の啓発」を一義的とするものとしたのである。天野がいう「智能の啓発」における知識とは、第一次訓令が青年の公民化を求めたことから、公民として不可欠な政治的知識であると考えられる。天野が最晩年に求めた青年の「自覚」とは、まさにこのような政治的知識の獲得を通じた教養に基づく「自覚」であったのである。つまり、「智能の啓発」を一義的とした修養によって、青年の「自覚」が形成されていくのである。ただし、人間は生きている限り「修養を要せぬといふ時代は死後でなくては来ない」という天野の考えに即せば、政治的知識の獲得とは、獲得の完遂ではなく獲得の継続を意味するものと考えなければならない。したがって、大正期において展開された天野の公民教育論における青年と修養とは、新たな社会の形成者として、劇的な変化を見せる社会の中で生きていくために政治的知識の獲得を継続することであったと考えられる。

以上のように天野の自治論および公民教育論を手がかりとして、大正期における青年と修養を明らかにしてきたが、次の新たな課題が浮上したと考えられる。それは、社会形成がどのように為されるかにつ

いて、天野がどのように考えていたかである。本稿では、天野の自治論および公民教育論を手がかりとして、大正期における青年と修養がどのようなものであったかという課題に取り組んできた。天野は『如何にして生きん乎』という問題意識を根源に置きながら、農村娯楽研究において道徳的關係という社会的紐帯の一つのあり方を示している。その後、個々人の「独立」した生活が自治へとつながるとした「独立」、そして「智能の啓発」を目指す修養を通して教養に基づく「自覚」を新たな社会的紐帯のあり方と天野は考えるようになったのである。したがって、青年と修養は社会を形成するという目的と不可分なものであると、天野は考えていたのである。では、これら「独立」と「自覚」が社会的紐帯としての装置となり得るのか。もしなり得るのであれば、どのような社会的紐帯が構想され、青年期を対象とした社会教育にどのような影響を与えたかを明らかにしなければならないであろう。この課題は、近代日本における社会教育の観点から、近代日本において教育が社会からどのような教育目的を託され、どのような役割を果たしてきたかを明らかにする一助となると考える。

## 注

- 1) 堀尾輝久『天皇制国家と教育 近代日本教育思想史研究』（青木書店、1987年、208頁）。
- 2) 稲永祐介『憲政自治と中間団体 一木喜徳郎の道義的共同体論』（吉田書店、2016年、142頁）。
- 3) 稲永によれば、一木が想定する教育とは、「たんに規格化され画一化された学校教育ではなく、日常生活の実践的反復によって、「各地に青年団を組織して風紀を改め、勤勉の習慣を養わせ、或は図書館、巡回文庫等を設置して、県民の趣味を向上せしめる」（一木喜徳郎「市町村制の改正と社会教育」（『斯民』第6編第3号、1911年、53頁）感化として把握される」（同上、207頁）という。
- 4) 同上、241頁。
- 5) 同上、263頁。
- 6) 同上、267頁。
- 7) 同上、293-300頁を参照。
- 8) この定義については、和崎光太郎「青年期自己形成概念としての〈修養〉論の誕生」（『日本の教育史学』第50号、2007年）を参照。
- 9) 庵原村教育委員会庵原村史編集委員会編『庵原村史

近代篇』（1961年、5頁）。

- 10) 熊谷辰治郎『大日青年団史』（日本青年館、1942年）によると、「青年夜学会として最も古いものは、恐らく明治二年、駿河国庵原郡杉山村（今日の静岡県庵原郡庵原村杉山）に片平信明氏が設けたものであらう」（64頁）としている。
- 11) 前掲、庵原村教育委員会庵原村史編集委員会編『庵原村史 近代篇』、5頁。
- 12) 静岡市『静岡市史 近代』（静岡市、1969年、438頁）。
- 13) 同上、439頁。
- 14) 天野藤男『青年団及処女会』（丙辰出版会、1918年、2頁）。以下、天野の著作から序章の文を引用する場合、頁数は斜体で表記する。  
「われ今地方自治のことに心を潜め、青年会の発達に、処女会の普及に、乏しき力を致しつゝあるもの、その勤むる役所が内務省にて、其等のことによき便りをもてるにも由れど、一つには、幼き頃の父と母との感化に因るなりけり」。
- 15) 三和良一『日本近代の経済政策史的研究』（日本経済評論社、2002年）。
- 16) 久田邦明「天野藤男—その社会教育思想と実践」（『相模女子大学紀要』第49号、1985年、60頁）。
- 17) 同上、1頁。
- 18) 同上、5頁。
- 19) 天野藤男『農村と娯楽』（洛陽堂、1913年、25-27頁）。
- 20) 同上、26頁。
- 21) 同上、31-32頁。
- 22) 同上、8頁。
- 23) 天野藤男『農村と娯楽』（洛陽堂、1913年、2頁）。
- 24) 同上、8頁。
- 25) 佐藤精作「天野藤男—農村青年の指導者—」（『社会教育』第20巻第7号、1965年、63頁）。

佐藤によれば、『農村と娯楽』の出版に助力した山本滝之助が次のように回顧しているという。「初めて（天野に一引用者）逢ったのは、十年以前たしか内務省であったように覚えております。当時私はいささかな雑誌を出しておりました。内務省内の先輩さえも送っておりましたのでそれはたまたま天野さんの眼にも触れたものと見えました。其の雑誌へ原稿を書いて送られました。ソナナ事が縁の緒となつたのでありまして、其の内「私は原稿を持っているドコかで出版したいものである」というようなことでしたから「それでしたらある書店に紹介しましょう」彼の処女作「農村と娯楽」が全くそれなのであります」。

- 26) 天野藤男『故郷』（洛陽堂、1914年、80-81頁）。
- 27) 同上、85頁。
- 28) 同上、79頁。
- 29) 天野藤男『都市より田園へ』（洛陽堂、1915年、125頁）。
- 30) 同上、129頁。
- 31) 前掲、天野『農村と娯楽』、5-10頁。
- 32) 同上、5頁。
- 33) 前掲、天野『故郷』、79頁。
- 34) 同上、78頁。
- 35) 同上、95-96頁。
- 36) 同上、96頁。
- 37) 前掲、天野『都市より田園へ』、127頁。
- 38) 同上、127頁。
- 39) ここでは、当時の尋常小学校ないし高等小学校を卒業後に就職した青年男女の教育ないし教育期間を指す。
- 40) 前掲、天野『故郷』、116-117頁。
- 41) 前掲、天野『故郷』、165-166頁。
- 42) ここで述べられている「二十円」「三十円」を理解するため、次の例を参考とする。大正七年の工場労働者の男性が妻との二世帯で生活するためには、22円の収入で1円の黒字であったということ（66頁）から、天野が示した収入20円ないし30円での二世帯は余裕があるとはいい難い生活を意味していると考えられる（金子良事「大正中期の富士瓦斯紡績における男工賃金－賃金制度にみる仕事と生活－」（『経営史学』第39巻第4号、2004年））。
- 43) 前掲、天野『都市より田園へ』、131-132頁。
- 44) 熊谷辰治郎『大日本青年団史 附録』（日本青年館、1942年、199頁）。
- 45) 同上、68頁。
- 46) 同上、139-152頁。
- 47) 前掲、熊谷『大日本青年団史』、118-119頁。
- 49) 天野藤男「米価問題と青年団」（『帝国青年』第3巻第10号、1918年、44-47頁）。
- 50) 天野藤男「戦後の地方青年団」（『帝国青年』第4巻第1号、1919年）。
- 51) 吉野作造「憲政の本義を説いてその有終の美を済すの途を論ず」（岡義武『吉野作造評論集』、岩波書店、1993年、原文は『中央公論』一月号、1916年）。
- 52) 前掲、天野「戦後の地方青年団」、8頁。
- 53) この点に関しては、指し導く「指導」ではなく指導者が被指導者に寄り添いながら導くことを意味する「愛導」という言葉を用いていることからも、中間指導者ではなく青年が主体となるべきと天野は考えていたと推測できる。
- 54) 前掲、天野「戦後の地方青年団」、48頁。
- 55) 同上、48頁。
- 56) 天野藤男「地方青年団体の欠陥」（『帝国青年』第4巻第5号、1919年、34頁）。
- 57) 前掲、吉野「憲政の本義を説いてその有終の美を済すの途を論ず」、56頁。
- 58) 前掲、天野「地方青年団体の欠陥」、35頁。
- 59) 天野藤男「青年団体と社会問題」（『帝国青年』第4巻第12号、1919年、43頁）。
- 60) 天野藤男『地主と小作人 農村社会問題』（二松堂書店、1922年、3頁）。
- 61) 同上、7頁。
- 62) 同上、248頁。
- 63) 同上、250頁。